

行動規範

バージョン：1.0
発効日：2010/04

PALFINGER社は、全世界で持続可能な収益性の高い成長と企業責任に関する目標を設定しています。当社にとって、以下に示す環境社会的項目に関する事前の実施とコンプライアンスは重要であり、そのため、当社は本行動規範の範囲内で、すべての関係者（例えばビジネスパートナー、サプライヤー、ディーラー、以後「パートナー」）にもそれらを要求します。

1. 人権

1.1. 児童労働の禁止

生産のいかなる過程においても児童労働を禁じます。パートナーは児童労働や児童雇用の最低年齢に関するILO条約の勧告に従うことが求められます。この最低年齢は一般的な義務教育が終了する年齢より下であってはならず、いかなる場合も15歳未満であってはなりません。

1.2. 職業選択の自由

強制労働は違法です。従業員には適切に予告した上で雇用関係を終了する自由があります。従業員に雇用の条件として個人ID、パスポート、就労許可証を渡すように要求してはなりません。

1.3. 差別の禁止

労働者に対する差別は、いかなる形でも違法です。例えば、ジェンダー、人種、社会的地位、皮膚の色、障害、組合への所属、政治信念、出身、宗教、年齢、妊娠、性的指向に基づく差別がこれにあたります。

1.4. 結社の自由

労働者に対する差別は、いかなる形でも違法です。例えば、ジェンダー、人種、社会的地位、皮膚の色、障害、組合への所属、政治信念、出身、宗教、年齢、妊娠、性的指向に基づく差別がこれにあたります。

1.5. 安全衛生

パートナーは、少なくとも国が定める範囲内で職場の労働安全と健康保護を確保し、絶えず労働環境の改善に努めなければなりません。

2. 環境基準

2.1. 環境責任

環境問題について、パートナーは予防原則に従って行動し、一層の環境責任を果たすイニシアチブに取り組み、環境保全技術の開発と普及を促進しなければなりません。

2.2. 環境に配慮した生産

パートナーは生産のあらゆる過程において適切な環境保護を行うものとします。これには環境に悪い影響を及ぼす事故を防ぐ、あるいはそのような事故の影響を最小限に抑える事前の対策が含まれます。

2.3. 環境に配慮した製品

サプライチェーンに沿って製造された製品はすべて、それぞれの市場区分の環境基準を満たさなければなりません。これには生産工程で使われる材料や物質もすべて含まれます。環境に放出すると危害をもたらす化学物質や他の物質を特定する必要があります。そのような物質については、安全な取り扱い、輸送、保管、加工処理、使用、処分を適切に行うため、危険物質管理体制を整備しなければなりません。

3. 企業倫理

3.1. 汚職防止対策

あらゆる事業活動や取引関係には最大限の誠実さが期待されます。汚職、賄賂、脅迫、横領はいかなるものも厳禁とし、匿名で通報できる窓口（Integrity Line : www.palfinger.com）もあります。

3.2. 贈り物、接待、招待

当社は品質とノウハウに基づいて事業や競争に取り組んでいます。従業員は利益によって影響されたり、利益を供与して他者に影響を及ぼしたりしてはなりません。従業員が受け入れてもよいのは、常識の範囲内の接待や状況に見合った粗品に限ります。疑念がある場合、従業員は各自の管理者から助言や承認を得なければなりません。贈り物（金銭、融資、食料、同様の金銭的便宜）は、その価値にかかわらず、従業員が相手から受け取ることや相手に提供することを禁じます。

4. 情報／伝達

パートナーは本行動規範を各自の組織内部とその国際組織に適切な方法で伝達しなければなりません。本行動規範の内容はホームページ（www.palfinger.com）でも確認できます。